

育鵬社系教科書の採択を 許してはならない

教科書を読む会

子どもたちにありのままの歴史と
平和と人権、民主主義が学べる教科書を

来年(2024)、中学校の教科書採択の年です。



加賀市、小松市、金沢市では史実をねじまげ、人権よりも国家を重んじた教科書が採択されています。戦争を讃美する教科書を子どもたちに渡してはなりません。

(子どもたちが使っている育鵬社教科書)

学習会をします。ぜひ、ご参加ください

○11月24日(金)

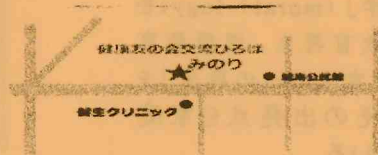
育鵬社公民教科書

家族、家庭をどうみるか

時間 16時～18時 (無料)

場所 寺子屋「みのり」

(金沢市平和町3-5-2)



○学習会は以下の日程で続きます

12月22日(金)

(時間、場所は同じです)



主催

子どもと教科書石川ネット21

問い合わせ

事務局長

安原昭二

090-5682-2998



～10/27学習会で学んだこと～

育鵬社歴史教科書では

日本国憲法の制定をどのように記述しているのでしょうか

【占領下の日本と日本国憲法】では

GHQ(連合国軍総司令部)の押し付けだと強調しています。そして、大日本帝国憲法こそ、日本の憲法だと思わせる記述です。

「GHQは、日本に対し憲法の改正を要求しました。日本側は、大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づいたものであり部分的な修正で十分と考えていました。しかし、GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるよう日本側に強く迫りました。天皇の地位に影響がおよぶことをおそれた政府は、これを受け入れ政府提案として帝国議会で審議しました。・・・GHQの意見に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました」(263ページ)



他の教科書(帝国書院、東京書籍など)では、民間草案も考慮した史実で表記しています。

「GHQの指示で日本国政府は新しい憲法の制定に着手しました。政府原案ができましたが、その案では民主化が徹底されないと判断したGHQは、日本の民間団体などの憲法草案も参考にしながら、みずから草案を作って日本政府に示し、修正を促しました。」(帝国書院)

憲法九条の改正を促すような内容です。しかも、国民主権や基本的人権の記述を小さく。

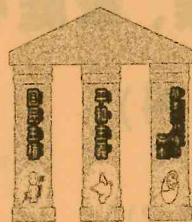
「日本国憲法の最大の特徴は、交戦権の否認、戦力の不保持などを定めた他国に例を見ない徹底した戦争放棄の考えでした。しかし、占領が終わり、わが国が独立国家として国際社会に責任ある立場に立つようになると、憲法改正や再軍備を主張する声があがりました。」(263ページ) ※三原則は脚注に小さく扱われています。

「他国に例を見ない」とありますが、アジアをはじめ世界各国で憲法九条の精神が広がってきています。

石川にはモラロジー教育の議員が多く史実をゆがめた教科書採択につながっている。

※モラロジー教育とは

「道徳科学」(moral+-logy)を基にした教育再生、道徳教育による「日本人の心の再生」を主張し、その出発点を家庭に置いている。



「社会科のど真ん中に平和教育を」

教科書の分厚さ、内容の多さにびっくり。社会科では平和と人権、民主主義を学んでほしい。とりわけ平和学習が、ど真ん中であってほしい。

(育鵬社公民教科書は現在、加賀市が採択しています。

また育鵬社歴史教科書は加賀市、小松市、金沢市の中学生が学んでいます)

学習会では育鵬社教科書を批判的検討し、よりよい教科書と教育について話し合います。教科書がなくても参加できます。お気軽にどうぞ。